

## 令和5年度 宮代町都市計画審議会 会議録

### 1 日時・場所

令和5年6月19日(月) 14:00～14:45

宮代町役場庁舎 202会議室

### 2 出席者

委員：1号委員：小川委員、鈴木委員、大島委員、吉澤委員

2号委員：金子委員、山下委員、土淵委員、川野委員

3号委員：蓮沼委員、関委員

4号委員：神田委員、小暮委員、眞中委員

事務局：成田まちづくり建設課長、高橋副課長、小林主幹、島村主査、池山主事

傍聴者：なし

### 3 内容

#### ■ 1 開会 ■

<小林>

皆様、こんにちは。本日は、お忙しい中、宮代町都市計画審議会にご出席いただきましてありがとうございます。私は、当審議会の事務局をしております、まちづくり建設課小林と申します。よろしくお願いいたします。まず、はじめに、本日の配付資料を確認させていただきます。事前に配付させていただきました、次第、資料1 宮代町都市計画審議会委員名簿、資料2 宮代町都市計画審議会について、資料3 宮代町都市計画審議会条例及び宮代町都市計画審議会運営規則、資料4 議案第38号 幸手都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(埼玉県決定)、資料5 議案第39号 幸手都市計画区域区分の変更(埼玉県決定)でございます。資料等の不足はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ただいまから、宮代町都市計画審議会を開会いたします。新しい会長が選任されるまでの間、事務局において議事の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。なお、本審議会では、会議録の作成を補助するため、録音をさせていただいておりますのでご了承ください。

#### ■ 2 あいさつ ■

<小林>

それでは、次第に従い、進行させていただきます。まず、はじめに新井町長よりごあいさつ申し上げます。

<新井町長>

こんにちは、町長の新井康之でございます。都市計画審議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、本審議会委員就任を快くお引き受けいただき、誠にありがとうございます。また、日頃より町の都市計画行政の推進に当たりまして、ご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、埼玉県では、5年ごとに実施している国勢調査や都市計画基礎調査の結果を踏まえて、定期的に都市計画の目標や土地利用を見直しております。それに伴い、今回の定期見直しでは、まちづくり埼玉プランの改定や関係法令の法改正、社会情勢の変化を踏まえて見直すこととしております。

今回ご審議いただく議案は、当町が属します幸手都市計画区域における町づくりの方針である都市計画区域の整備、開発及び保全の方針のほか、市街化区域や市街化調整区域といった区域区分等の見直しに関する事項でございます。これらは広域的なまちづくりを考える上で重要な案件となりますので、慎重なご審議を賜りますようお願い申し上げます。

私は小さな町であるからこそ出来る親しみのあるまちづくり、そして、子どもたちが将来に渡ってこの町に住み続けたいと思えるまちづくりを目指しております。そのためにも未来に向かって成長する宮代町の実現に向けて、今後も各種都市計画事業を直実に進めたいと考えておりますので、皆様のより一層のご協力を賜りますよう、どうぞよろしく願いいたします。結びに、委員の皆様方の益々のご健勝とご多幸を心よりご祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。

### ■ 3 委員紹介 ■

<小林>

続きまして、次第3 委員紹介でございます。配付資料1の宮代町都市計画審議会委員名簿をご覧ください。委員の皆様方におかれましては、今回、初めてお顔合わせをする委員の方もいらっしゃると思われますので、各委員の皆様より簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。それでは恐縮ですが、名簿の順で小川委員から順番でお願いいたします。

—委員紹介—

ありがとうございました。続きまして、当審議会の事務局職員を紹介させていただきます。

—職員紹介—

よろしく願いいたします。ご報告が遅れましたが、3号委員の高附委員におかれましては都合により、本日欠席とのご連絡をいただいております。本会議につきましては、委員14名のうち13名の委員が出席されておりますので、宮代町都市計画審議会条例第6条に基づき、会議の定足数に達しておりますことをあわせてご報告させていただきます。また、本

日の会議について、会議の傍聴を町ホームページでお知らせしましたところ傍聴の希望はございませんでした。

#### ■ 4 会長選出 ■

<小林>

続きまして、次第4 会長選出でございます。資料3をご覧ください。宮代町都市計画審議会条例第5条において、会長は1号委員の中から選出していただくことになっております。会長の選出にあたり、選出方法はいかがいたしましょうか。なお、会長には審議会を代表して、会務を総理していただくこととなります。

<鈴木委員>

私は、小川委員に会長をお願いしたいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

—異議なしの声—

<小林>

異議なしの声が出ております。小川委員、お引き受けいただけますでしょうか。

—小川委員承諾—

<小林>

ありがとうございます。それでは、小川委員に会長をお願いしたいと思います。小川委員、どうぞよろしく願いいたします。それでは、お手数ですが、前の席へ移動をお願いいたします。

—席移動—

—諮問文（写）配付—

#### ■ 5 諮問文の手交 ■

<小林>

続きまして、次第5 諮問文の手交でございます。これより、新井町長から小川会長へ諮問文を手交いたしますので、新井町長・小川会長は前の方へお願いいたします。委員の皆様は、お手元の資料6 諮問文写しをご覧ください。それでは、よろしく願いいたします。

<新井町長>

諮問 幸手都市計画の変更について、都市計画法第18条第1項の規定に基づき、埼玉県知事から意見を求められたので審議に付します。令和5年6月19日、宮代町長 新井康之。

よろしく願いします。

<小林>

ありがとうございました。これからの進行は、宮代町都市計画審議会条例第6条第1項の規定により、会長にお願いいたします。なお、諮問者である町長は、ここで退席させていただきます。

だきますので、ご了承ください。

—新井町長退席—

<小林>

それでは、小川会長よろしく願いいたします。

<会長>

それでは、会の取りまとめを務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

審議の前に、審議会の会議録の作成にあたり、会議録署名人を委員の中から2名お願いしなければなりません。よろしければ、私の方で指名させていただきたいと思いますがよろしいですか。

—異議なしの声—

異議なしのご意見をいただきましたので、指名させていただきます。誠に恐縮ですが、名簿順で、1号委員から鈴木委員、2号委員から金子委員に会議録署名人をお願いいたします。

## ■ 6 宮代町都市計画審議について ■

<会長>

それでは、次第6 宮代町都市計画審議会について を事務局から説明願います。

<島村>

それでは、宮代町都市計画審議会について、説明させていただきます。前回から引き続き本審議会の委員をお引き受けいただきました委員におかれましては、繰り返しになり恐縮でございますが、新たに委員になられた方もいらっしゃいますので、今一度ご確認ということでご理解いただければと存じます。

それでは、資料2をご覧ください。市町村の都市計画審議会は、都市計画法第77条の2第1項に設置の根拠が定められております。委員の人数、範囲及び構成は、政令にその基準が定められておりますので、その基準に従い、条例でこれらを定めております。宮代町では、宮代町都市計画審議会条例第2条で委員の人数を18人以内としており、構成等の内訳は中段の表のとおりでございます。なお、2号委員につきましては4名、4号委員につきましては3名で運用をしております。次に、都市計画審議会の職務でございますが、資料2の1ページ目の下部に記載してありますとおり、埼玉県決定又は変更権限のある都市計画に対する建議、町決定又は変更権限のある都市計画の調査審議、町長の諮問に応じた都市計画に関する調査審議の3つとなっております。ここで言う都市計画でございますが、都市計画については、都市計画法の第二章で内容や決定等の権限が定められております。はじめに都市計画の内容でございますが、都市計画の目標を定める、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、市街化区域と市街化調整区域との区分を定める区域区分、住居地域、商業地域、工業地域などといった用途地域を定める地域地区、都市計画道路・都市公園・公共下水道といった

都市施設等が、都市計画の内容としてあげられます。次に、都市計画の決定等の権限でありますが、今回の議案である都市計画区域の整備、開発及び保全の方針と区域区分は広域的な見地から決定すべきものであるため埼玉県に、地域に密接に関わりのある用途地域や地区計画などは、町に、都市計画の決定等の権限が与えられているところでございます。

続きまして、資料2の2ページ（裏面）をご覧ください。この会議は、会議公開の原則に基づき会議の傍聴ほか、会議資料や会議録を公開しております。また、最近の審議事項につきましては、4番に掲載しておりますので、後でご確認ください。

最後にページ下部の5参考をご覧ください。宮代町は幸手市及び杉戸町で構成する幸手都市計画区域に属しております。このため、都市計画を定める場合は、それらの市町と歩調を合わせて進めていく必要がございます。資料2 宮代町都市計画審議会についてにつきましては、以上でございます。なお、資料3 宮代町都市計画審議会条例及び宮代町都市計画審議会運営規則につきましては、後でご確認いただきますようお願いいたします。

<会長>

ただいま、宮代町都市計画審議会について事務局より説明がありましたが、ご質問などありましたらご発言をお願いします。

<金子委員>

金子です。構成メンバーについてですが、商工会には、商業部会と工業部会があると思います。それぞれの部門ごとに選出いただけないでしょうか。

<鈴木委員>

人数制限があると思います。

<島村>

1号委員につきましては、商工会あてに1名の委員選出をお願いしているところでございます。ご意見として伺っておきます。

<会長>

ご意見として伺うという事でよろしいでしょうか。

<金子委員>

はい。

<会長>

他にご意見等ございますでしょうか。

<山下委員>

前にもお話ししましたが、都市計画審議会の審議事項には、県の上位計画と町の計画とがありますが、県の上位計画も以前審議会で見たと町の計画も、姫宮駅周辺から幸手方面に拠点配置されています。和戸方面のことは計画に入っていません。和戸方面の都市計画が疎かになっています。私はそう感じています。計画の策定にあたっては、住民の意見を充分に取

り入れるべきだと思います。以前の審議会でもお話ししましたが、公共事業は、住民の命や安全性を守り、健康で文化的な生活を支える基盤を整備するためのものでなければなりません。そう私は感じています。

さらに、公共性や公平性、採算性を踏まえつつ自然環境や生活環境にも配慮しながら、持続可能な地域社会に役に立つように、そして、何より住民の理解と納得を得た形で合意形成を図ることを前提に実施すべきものであると感じております。今最優先すべき課題は、防災や公共施設の老朽化対策など既存の社会資本の維持管理だと思っています。そのため、都市計画道路の整備や開発計画を縮小、または、先延ばしをしても新型コロナウイルス感染症対策を強化し、住民の安全や健康を守るための施策の強化を進めていくべきだと感じています。

農業問題でも同じです。宮代町農業振興地域計画・・・

<小林>

山下委員、先程説明した「資料2 都市計画審議会について」の説明内容に即したご質問でお願いします。

<山下委員>

分かっています。でも、どうなのかなと思っています。よろしいですか。

<小林>

申し訳ありませんが、説明させていただいた「資料2 都市計画審議会について」に関するご質問でお願いします。

<山下委員>

でも、先にお話ししないとまずいことになると思っています。

<会長>

宮代町都市計画審議会で検討できる内容での発言をお願いします。

<山下委員>

ですから、私は発言しているのです。町の計画は、住民の意見を聞かないで進めていると思っています。よろしいですか。

<会長>

続けるということでしょうか。もう少し簡潔にお願いします。

<山下委員>

続けます。町の農業振興地域計画では、農地の維持管理を行うとしていますが、次世代の後継者を育てるための施策による効果が全く感じられません。町が観光目的の農業を民間に委託しているため守られていますが、現在、農業従事者は高齢化し、誰が自然環境・耕作地を守るのか、誰が農地の維持管理をするのかといった問題があります。また、高齢の農業従事者の後継者が、新たに住宅を建築しようとしても認められないといった弊害もあります。これでは農業を守るにも限界があるのではないかと私は言いたいのです。

農地と既存住宅地の分け方にも問題があります。例えば、私の家は農村地域にある既存の住宅地です。家の近くには、用水路と田んぼがあります。用水路で畑も分けられています。畑側には数件の既存の住宅があります。住宅と農地は道路で区域を分けているんですね。

<会長>

山下委員。申し訳ございません。ご意見はよく分かりました。

<山下委員>

意見として言います。

<会長>

分かりました。今回は、審議すべき議案が別にございますので議案等に関するご意見であればお聞きします。

<山下委員>

ですから、既存住宅地のことは言っておかないといけないと思っています。毎回、県の上位計画が優先されてしまうので、私はいつもおかしいと思っています。先程も言いましたが、和戸方面の都市計画が疎かになっています。これらの都市計画は誰が決めるのでしょうか。

<会長>

都市計画には、決定権限の範囲というものもございます。

<山下委員>

計画の策定にあたり、住民が無視されたのでは、たまったものではありません。住民の意見を尊重してほしいと言っているんです。それが、私の意見です。

<会長>

町の都市計画審議会で扱える範囲のご意見をお願いします。

<山下委員>

簡単に言えば、そういうことです。また、言います。

## ■ 7 審議 ■

<会長>

それでは、次第7 審議事項に入らせていただきます。議案第38号及び議案第39号については、関連性のある内容となっておりますので、事務局から一括して説明をお願いします。なお、採決についても、一括して行いたいと思いますので、ご協力をお願いします。

<島村>

議案第38号の幸手都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更につきましては資料4を、議案第39号の幸手都市計画区域区分の変更につきましては資料5をご覧ください。

それでは、資料4をご用意ください。まず、議案第38号の幸手都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更についてでございます。この方針は、埼玉県が定める都市計画に位

置付けられておりまして、都市計画区域を一体の都市として総合的に整備、開発し、そして保全していくために都市の目標や整備方針等を示したものです。現状はもちろん、今後の人口予測及び産業の見通し等を踏まえ、都市計画の方向性、目標を示すものとなっております。埼玉県では、都市計画法に基づき概ね5年毎に実施しております都市計画基礎調査の結果や社会経済情勢を踏まえ、区域区分、すなわち市街化区域と市街化調整区域を適切に運用する観点から、昭和45年以降定期的に見直しを行ってございまして、昭和45年以降、昭和51年、昭和58年、平成元年、平成7年、平成15年、平成23年、平成28年、そして今回、令和5年が第8回目の見直しとなっております。今回の見直しでは、県の諸計画の改定や法改正等の反映、それに伴う文言の追記や一部修正を行ってございますが、大きな方針の変更はないところでございます。

それでは、1ページをご覧ください。第1 都市計画の目標の 1 基本的事項の2行目に、本県の都市計画の基本方針である、まちづくり埼玉プランに基づき定めるとなっております。

まちづくり埼玉プランは、この方針の上位計画でございますので、まちづくり埼玉プランが平成30年に改定されたことにより、県内全域での職住近接、拠点間のネットワークの強化等が追加されております。また、法改正の面では、流域治水関連法の施行や都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う、田園住居地域の追加のほか、埼玉県地域防災計画や都市計画運用指針、埼玉県住宅基本計画の改定がございましたので、それを反映させたものとなっております。このほかの主な見直しといたしましては、基準年次と目標年次の見直しがございまして、都市計画基礎調査の結果を踏まえ、基準年次を平成22年から平成27年に、区域区分の目標年次を平成37年（令和7年）から令和12年に変更しております。

4ページをご覧ください。人口及び産業の推計値等でございます。ここでは、基準年次として平成27年を、目標年次として令和12年を推計値としております。人口につきましては、埼玉県5か年計画の推計値との整合を図った上で市町村別の推計を行っております。また、産業につきましては、埼玉県市町村民経済計算より、市町村内総生産の補正を行った値となっております。

次に、市街化区域の面積でございますが、市街化区域の面積はおおむね1,410haとし、変更はありません。資料4の最後から2枚目の幸手都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図をご覧ください。今回の見直しにあたり、和戸横町地区が市街化区域となったことから黄色で色が塗られておりますが、そのほかにつきましては特に変更はございません。資料4につきましては、以上でございます。

続きまして資料5でございます。資料を1枚おめくりください。区域区分の変更案でございます。区域区分とは、市街化区域と市街化調整区域の区分でございます。今回の変更の理由につきましては、国土地理院が公表している全国都道府県市区町村別面積調が計測方法の変更したことにより、各市町の面積が修正されたため、都市計画区域面積を変更するものでござい



す。なお、今回の見直しにより、幸手都市計画区域面積が1ヘクタール増えておりますが、宮代町の区域面積に変更はございません。一枚おめくりください。埼玉県では、広域圏として、県南、県北、そして幸手都市計画区域が属します圏央道広域都市計画圏の3つの圏域を設定しております。当該広域圏では、目標年次である令和12年までに人口増加が見込めないとして、将来の人口の受け皿となる住居系市街化区域の保留フレームは設定されておられません。一方、製造業と物流業を加えた総生産額につきましては、製造業等の伸びを見込んで保留フレームを1,725億円に設定し、工業系・産業系用途による市街化区域の拡大を見込んでいるところでございます。資料5につきましては、以上でございます。

これで議案第38号及び議案第39号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の程、お願いいたします。

<会長>

議案につきましては、埼玉県決定ということでよろしいでしょうか。

<島村>

はい。埼玉県決定です。

<会長>

ただいま、議案第38号及び議案第39号について、事務局から説明がありましたが、ご質問などがありましたら発言をお願いします。なお、発言に当たりましては、挙手をお願いします。

<鈴木委員>

事務局から説明がありましたが、こういった計画案について、地域や個人の要望等を発言する場はあるのでしょうか。

<島村>

計画案につきましては、計画案の縦覧や公聴会等、皆さまから意見をいただく機会を何度か設けさせていただいております。

<鈴木委員>

要望には、審議会としての要望と一般の方からの要望があると思います。先程の山下委員のご意見を聞いていると、一般の方の意見と一緒に重なっているように聞こえます。今回は審議会としての意見や質問をするということによろしいでしょうか。

<小林>

皆さまからご意見をいただく機会には、パブリックコメント等があります。今回は審議会としてご意見をいただくこととなります。

<鈴木委員>

分かりました。ありがとうございます。

<会長>

他にご意見等ございますでしょうか。

<山下委員>

私の意見を述べさせていただきます。先程もいいましたが、和戸方面はこれらの都市計画の計画に入っていないのです。和戸地区の住民は、和戸駅西口を活性化して欲しい、和戸駅西口の開設もして欲しいと言っています。和戸駅西口は、次から次へと都市計画の範囲外で住宅が建っています。だから、でたらめなまちづくりになっているのです。土地を持っている人が自由に家を建てている。だから、道路計画や下水道の計画もないのです。だから私は危惧しているのです。

<会長>

ご意見としては伺います。山下委員のご意見も理解出来るのですが、鈴木委員からのご質問にもありましたとおり、本審議会で扱える範囲のご意見をお願いします。

<山下委員>

審議会だから意見を言っているんです。

<会長>

ご意見としては、お聞きしますが、本審議会で扱える議題の範囲内のご意見ではないということをご理解いただけますでしょうか。

<山下委員>

それでは町の都市計画審議会は、県の下請けという事ですか。

<会長>

山下委員のご意見は伺いますが、山下委員のご意見を審議する場ではないということです。

<山下委員>

これ以上もう言いません。

<会長>

ありがとうございました。私からも質問をさせていただきます。議案第39号の区域区分の変更は、計測方法の変更に伴う修正で、区域の変更はないということによろしいでしょうか。

<島村>

はい。

<会長>

特段大きな変更はないということですが、他にご質問等がありますでしょうか。

—意見等なし—

それでは、当審議会として賛否を諮りたいと思います。議案第38号及び議案第39号について、賛成の委員の方は挙手をお願いします。

—賛成多数—

挙手多数ですので、当審議会としては、議案第38号及び議案第39号について、原案のと

おり可決として町長に答申させていただきます。

以上で審議事項は全て終了しました。なお、答申文の作成等については、私にご一任いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。皆さまのご協力により審議をスムーズに進めることができました。これを持ちまして、議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

## ■ 8 その他 ■

<小林>

最後に、次第8その他として、事務連絡をさせていただきます。会議の議事録につきましては、会長から指名のありました鈴木委員と金子委員に内容を確認いただいた後に、委員の皆様へ郵送させていただきます。また、今後の都市計画審議会の会議の開催時期でございますが、今のところ未定となっております。審議案件が出ましたら、改めてご案内させていただきます。